

# 札幌市道路維持除雪業務特定共同企業体取扱要綱

平成 22 年 8 月 6 日 財政局理事決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市発注の道路維持除雪業務の確実かつ円滑な履行を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために結成される特定共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路維持除雪業務 道路維持補修等と道路除雪等を併せた一体化発注業務をいう。
- (2) 特定共同企業体 道路維持除雪業務の履行を目的として、業務ごとに結成される共同企業体をいう。

(履行方式)

第 3 条 特定共同企業体により行う道路維持除雪業務の履行は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって道路維持除雪業務の完了にあたる共同履行方式によるものとする。

(対象業務)

第 4 条 特定共同企業体により行う業務の履行は、「道路維持除雪業務」に限る。

(構成員数)

第 5 条 構成員の数は、3 社以上とする。ただし、16 社を超えることはできない。

- 2 前項の構成員には、札幌市競争入札参加資格者名簿における所在地区分が市内で登録されている者（以下「市内業者」という。）が、原則として構成員の 2 分の 1 以上含まれていなければならない。ただし、これによらない場合は、代表者を市内業者に限るものとする。
- 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける場合については、前項の規定を適用しないものとする。

(構成員の要件)

第6条 特定共同企業体は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 全ての構成員は、札幌市競争入札参加資格を有する者であり、道路維持除雪業の業種登録があること。ただし、札幌市競争入札参加資格の舗装工種への登録が2社以上で、その内、A等級の資格を有する会社が1社以上含まれていること。
- (2) 特定共同企業体は、対象業務ごとに定める技術者を配置すること。

(結成方法)

第7条 特定共同企業体は、札幌市競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

- 2 事業協同組合等の組合が特定共同企業体を結成する場合には、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取り扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる特定共同企業体を結成することは認めない。
- 3 特定共同企業体の代表者となるべき者（以下「代表者」という。）の取扱いについては、別に定める「道路維持除雪業務共同企業体代表者要領」によるものとする。
- 4 特定共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。

(構成員の出資の割合)

第8条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、構成員数に応じて、次の各号に掲げる割合以上でなければならない。

- (1) 3社の場合 10.00パーセント
- (2) 4社の場合 7.50パーセント
- (3) 5社の場合 6.00パーセント
- (4) 6社の場合 5.00パーセント
- (5) 7社の場合 4.29パーセント
- (6) 8社の場合 3.75パーセント
- (7) 9社の場合 3.33パーセント
- (8) 10社の場合 3.00パーセント
- (9) 11社の場合 2.73パーセント
- (10) 12社の場合 2.50パーセント
- (11) 13社の場合 2.31パーセント
- (12) 14社の場合 2.14パーセント

(13) 15 社の場合 2.00 パーセント

(14) 16 社の場合 1.88 パーセント

(存続期間)

第 9 条 発注業務の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該業務の委託契約の履行後 3 カ月を経過するときまでとする。

2 発注業務の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該業務に係る委託契約が締結されたときまでとする。

(委任)

第 10 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

なお、「札幌市道路維持除雪業務の試行実施に伴う特定共同企業体取扱要綱」から「札幌市道路維持除雪業務特定共同企業体取扱要綱」に名称を変更する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。





会社名 \_\_\_\_\_ %

会社名 \_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。  
(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 \_\_\_\_\_ 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該業務を完了するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該業務を完了するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合においては脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかきがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_ほか\_\_\_\_社は、上記のとおり\_\_\_\_\_ほか\_\_\_\_社道路維持除雪  
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名捺印  
のうえ、1 通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

使用印

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

使用印

使用印

使用印

使用印

使用印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印

捨  
印